

べにふうき緑茶ティーバックの機能性表示食品の届出における産学連携

研究者紹介

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
野菜茶業研究所 茶業研究領域
茶育種研究グループ長 根角 厚司

連絡先

〒898-0087 鹿児島県枕崎市瀬戸町 87
Tel 0993-76-2126
E-mail: nesuco@affrc.go.jp

事業者紹介

JAかごしま茶業株式会社
営業部 品質管理課 次長 東 洋昭

〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄3-12-3
Tel 099-269-1721
E-mail: kaihatsu.jac@mi.j-bee.com

鹿児島県経済農業協同組合連合会
茶事業部 調査役次長 伊瀬知 宏茂

〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄3-12
Tel 099-269-1611
E-mail: c-ivhiba5@champion.net

ほこり等による目や鼻の不快感を軽減するメチル化カテキンを多く含むべにふうき緑茶の機能性表示制度の届け出を中心とした連携体制について、研究者及び事業者にお話をお伺いしました。

概要紹介

▶ 健康に対する効果効能を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。しかし、平成27年度より、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる食品の機能性表示制度が開始されました。「べにふうき緑茶ティーバック」で、食品の機能性表示制度への届け出を、研究者と事業者が連携して取り組んだ事例を紹介します。

経緯紹介

農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）では、1990年頃からお茶の機能性成分として何が有用か、有用な成分が見つかったとして、どういう使い方をすべきかといった機能性成分の研究が盛んになりました。そのような状況の中で、1999年に「メチル化カテキン」がアレルギーを抑える効果があることがわかったため、品種のスクリーニングをかけたところ「べにふうき」に多く含まれているとわかりました。

2000年ころから本格的な研究を開始し、べにふうきは紅茶にすると酸化酵素の働きでメチル化カテキンが消失してしまうことやメチル化カテキンは、成熟葉に多く含有しており、茎には含有されていないこと、強い火入れや焙じによってメチル化カテキンは減少することなどがわかりました。

「べにふうき」とは？

1993年に命名登録（農林登録）、1995年に品種登録（種苗登録）された、日本で初めての紅茶・半発酵茶兼用品種です。

1965年に、多田元吉（ただもときち）が1887年頃にインドから導入した種子から選抜された品種「べにほまれ」を母親に、1954年に第二次マナスル登山隊に参加し、後に隊長を務めて初登頂に成功した榎有恒（まきゆうこう）氏が、農林省を通して鹿児島県に寄贈した種子から育成された「枕Cd86」を父親に交配された組合せから選抜されました。

樹勢が強く、病害抵抗性も強い開張型の品種です。

引用： <http://www.naro.affrc.go.jp/vegetea/contents/benifuuki/>

連携体制の紹介

べにふうきの研究にあたっては、鹿児島県内の茶の生産者団体である鹿児島県経済農業協同組合連合会（JA鹿児島経済連）及び茶の製造販売を行っているJAかごしま茶業株式会社と連携して進めることになりました。

べにふうきを栽培してもらうにあたって、長期間の買取もしくは高価格での買取を生産者団体は要望する中でその調整には苦慮しましたが、2002年から契約栽培を開始しました。その後、べにふうきの商品としても評価も高かったため、徐々に栽培面積が広がっていきましたが、原料である茶葉の生産量が伸びていく中で、製茶の販売が伸び悩むといった生産と販売のギャップが生じ、生産調整に苦労することもありました。

鹿児島県の茶は静岡県などの他の産地と比較して、様々な品種を栽培しており、新たにべにふうきを栽培してもらうことが、生産者の経営に大きな負担にならないという利点がありました。さらに、べにふうきの収穫時期が他の品種が終了した後という点も生産者の負担にはならなかったため、栽培面積を増やしていくことができたと思います。お茶の機能性で健康維持ができることは生産者にとっても一種の社会貢献になるという意識が働き、さらに、お茶の単価が落ちている中で、茶業界を活性化することができるということで、べにふうきの栽培を勧めていくことができました。

機能性表示食品への取り組み

べにふうきの機能性成分に関する研究を進めていく中で、当初は消費者に対するインパクトが大きい特定保健用食品（トクホ）の登録を検討しましたが、登録にはヒト介入試験の実施が必須など相当慎重な対応が求められ、参入するのに高いハードルがあると感じ断念していましたが、平成27年4月から新たに始まった「機能性表示食品制度」は、参入のハードルもトクホに比べると高くないため、届出することを決めました。

生産者としても、べにふうきの共同研究をはじめた時期は、お茶全体の単価が下がっている時期であり、べにふうきの評価も低い状況にあったので、この点を打開すべくトクホへの登録を検討しつつも、参入のハードルが高い中で諦めていましたが、新しい機能性表示食品制度が始まったことは非常に喜ばしいことでした。また、茶には様々な機能性があることが分かっており、それらにも今後取り組むことによって、お茶の機能性表示食品としての広がりを持たせることができると考えました。

機能性表示食品に期待する成果

べにふうき緑茶は、花粉症に効果があるという直接的な表現こと出来ないものの、茶としてはじめて機能性食品と表記できるようになったことが一種のステイタスであり、他の商品と差別化できたと思います。また、目と鼻といった特定の部位の埃やハウスダストによる不快感を軽減するという表現ができるので、今後は、中国のPM2.5やハウスダストへの効果があることを消費者にアピールしていけるのではと期待しています。

機能性表示食品への取り組みに関する相談

昨年6月24日のべにふうき緑茶ティーバックの機能性表示への届出以降、研究所には生産者から機能性表示を他の製品でやりたいという相談が増えています。こういった生産者のために、その受け皿となり得る研究機関を紹介するような相談窓口のようなものが必要と考えていますが、一般の研究機関では新規に対応することは難しいのではないかと思います。研究者を紹介する「機能性研究者データベース」については、生産者が自ら探し当てることは難しいので、地方自治体の職員を通して活用してもらうことが需要となると思うので、地方地自体との連携も必要と思います。

研究者等との連携の必要性

機能性表示食品は、届出書を発送してから受理されるまで最低でも3ヶ月程の時間を要するようなので、生産者のみで届出の対応をするのは難しいと感じています。書類の修正など研究者との連携は必須であり、書類が受理された後の消費者等からの問い合わせ対応についても、研究者の協力は不可欠だと思います。

一方、現状では一部の研究者への問い合わせや共同研究等の依頼が集中しているようですが、全てに対応することは困難であり、研究者と事業者の間に入って届出を支援できるコンサルタントのような存在が必要だと思います。

機能性表示食品届出への国の支援

農林水産省は現在、主な機能性成分についてのシステマティックレビューを実施していることですが、中小の事業者や生産者が機能性表示食品に取り組むにあたっては非常に有用であると思います。協力を得られる研究者が全て、システマティックレビューが出来る訳ではなく、対応できるものも限られるからです。

機能性表示食品の届出の中で最も大変なところはシステマティックレビューであり、その部分を国が対応してくれれば、今後、届出数も伸びていく可能性はあると思います。

[レポート作成]

一般社団法人 食品需給研究センター 江端 一成